

体内固定用ピン 技術評価ガイドライン

1. 引用規格

本技術ガイドラインは下記の規格又は基準（以下「規格等」という。）を引用する。

引用する規格等が下記の規格等と同等以上の場合は、本邦又は外国の規格等を使用することができる。

1.1 物理学的要件

1.1.1 ISO 6892, Metallic materials - Tensile testing at ambient temperature

1.1.2 JIS Z2241, 金属材料引張試験方法

1.2 生物学的安全性

1.2.1 平成 15 年 2 月 13 日付け医薬審発第 0213001 号厚生労働省医薬局審査管理課長通知「医療用具の製造（輸入）承認に必要な生物学的安全性試験の基本的考え方について」

1.2.2 JIS T 0993-1, 医療機器の生物学的評価-第 1 部：評価及び試験

1.2.3 ISO 10993-1～18, Biological evaluation of medical devices-part1-18

1.3 原材料

1.3.1 ISO 5832-1, Implants for surgery - Metallic materials - Part 1 : Wrought stainless steel.

1.3.2 ISO 5832-2, Implants for surgery - Metallic materials - Part 2 : Unalloyed titanium.

1.3.3 ISO 5832-3, Implants for surgery - Metallic materials - Part 3 : Wrought titanium 6-aluminium 4-vanadium alloy.

1.3.4 ISO 5832-11, Implants for surgery - Metallic materials - Part 11 : Wrought titanium 6-aluminium 7-niobium alloy.

1.3.5 ISO 7153-1, Surgical instruments -- Metallic materials -- Part 1: Stainless steel

1.3.6 ASTM F67, Standard Specification for Unalloyed Titanium for Surgical Implant Applications(UNS R50250, UNS R50400, UNS R50550, UNS R50700)

1.3.7 ASTM F136, Standard Specification for Wrought Titanium-6 Aluminum-4 Vanadium ELI (Extra Low Interstitial) Alloy for Surgical Implant Applications (UNS R56401)

1.3.8 ASTM F138, Standard Specification for Wrought 18 Chromium-14 Nickel-2.5 Molybdenum Stainless Steel Bar and Wire for Surgical Implants (UNS S31673)

1.3.9 ASTM F1472, Standard Specification for Wrought Titanium -6Aluminum -4Vanadium Alloy for Surgical Implant Applications (UNS R56400)

1.3.10 JIS G 4303, ステンレス鋼棒

1.3.11 JIS G 4308, ステンレス鋼線材

1.3.12 JIS G 4309, ステンレス鋼線

1.3.13 JIS G 4314, ばね用ステンレス鋼線

1.3.14 JIS G 4315, 冷間圧造用ステンレス鋼線

1.3.15 JIS H 4670, チタン及びチタン合金一線

1.3.16 JIS T 7401-1, 外科用インプラント用チタン材料-第 1 部：チタン

1.3.17 JIS T 7401-2, 外科用インプラント用チタン材料-第 2 部：チタン 6-アルミニウム 4-バナジウム合金展伸材

1.3.18 JIS T7403-1, 外科用インプラント用鉄基合金-第1部：ステンレス鋼

1.4 滅菌

- 1.4.1 平成17年3月30日付け薬食監麻発第0330001号厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知「薬事法及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律の施行に伴う医薬品、医療機器等の製造管理及び品質管理（GMP/QMS）に係る省令及び告示の制定及び改廃について」第4章第4滅菌バリデーション基準
- 1.4.2 平成10年3月31日付け医薬審第353号厚生労働省医薬安全局審査管理課長通知「エチレンオキサイドガス滅菌における残留ガス濃度の限度値の取扱いについて」
- 1.4.3 ISO 10993-7, Biological evaluation of medical devices -- Part 7: Ethylene oxide sterilization residuals

2. 定義

- 2.1 本技術ガイドラインで用いられる用語の定義は、以下の通りである。
- 2.2 体内固定用ピン
内外固定や牽引装置の支持、又は骨及び軟部組織や韌帯を骨に固定するため等に用いる非吸収性器具をいう。

3. 使用目的、効能又は効果

骨片の固定及び牽引、牽引装置の支持、骨、軟部組織若しくは韌帯の固定又は骨延長に用いること。

4. 製品への要求事項

本技術ガイドラインの適用範囲の体内固定用ピンについては、以下の項目について評価する。ただし、既にある科学的根拠等によって製品が評価できる場合は、該当する根拠資料を示すことで試験の実施を省略できるものとする。

4.1 物理的、化学的特性

公的原材料規格又は承認前例のない原材料は、当該原材料の物理的、化学的特性について評価する。また、物理的、化学的特性に影響を与える製造工程を含む場合には、その工程を経た後の材料について評価する。

なお、既承認の体内固定用ピンへの使用が確認されている原材料を別表1に示す。別表1に掲載されていない原材料であっても既承認前例及び同等性を示すことにより、別表1に示された原材料と同等の扱いとすることができる。

4.2 生物学的安全性

平成15年2月13日付け医薬審発第0213001号厚生労働省医薬局審査管理課長通知「医療用具製造（輸入）承認申請に必要な生物学的安全性試験の基本的な考え方について」を参考に、JIS T0993-1又はISO 10993-1に準拠して評価する。なお、既承認の体内固定用ピンへの使用が確認されている原材料を別表1に示す。

4.3 機械的安全性

以下の項目について評価する。

体内固定用ピンは、4.3.1項に従って評価する。ただし、既にある科学的根拠等によって製

品が評価できる場合は、該当する根拠資料を示すことで試験の実施を省略できるものとする。

各項目の評価は、科学的根拠に基づき設計検証用に設定した値を満たす、又は共通の適用部位に使用する類似医療機器と同等以上の場合に適合とする。なお、評価項目については、下記に限定されるものではない。

試験検体数、負荷荷重などの試験条件は科学的根拠に基づいて選定又は設定する。また、その設定根拠の妥当性を説明する。

4.3.1 引張強度試験

申請品については、ISO 6892 又は JIS Z2241 に準じて引張強度試験を行い、引張強度を測定して、その値の妥当性を評価する。

4.3.2 静的曲げ試験

申請品について、製品の機能における機械的安全性を担保する必要がある場合には、静的曲げ試験を追加して、その結果の妥当性を評価する。

4.3.3 補完試験

4.3.1 による試験に加えて製品の特徴部分の機械的安全性を担保する必要がある場合に試験を追加すること。

5. 減菌製品への要求事項

滅菌済みで供給される場合は、以下の事項を満たすものとする。

5.1 無菌性

滅菌品は保証水準 (SAL) 10^{-6} を担保する。

5.2 残留エチレンオキサイドガス

エチレンオキサイドガス滅菌における残留ガス濃度の限度値は、ISO 10993-7 に規定された限界を超えないものとする。また、平成 10 年 3 月 31 日付け医薬審第 353 号厚生労働省医薬安全局審査管理課長通知「エチレンオキサイドガス滅菌における残留ガス濃度の限度値の取扱いについて」も参考とするものとする。

5.3 包装

5.3.1 一次包装

一次包装は、使用前に容易に破損及びピンホールを生ずるおそれがなく、微生物の侵入を防止することができ、通常の取扱い、輸送又は保管中に製品を適切に保護できるものとする。

5.3.2 二次包装

二次包装は、通常の取扱い、輸送又は保管中に製品及び一次包装を適切に保護できるものとする。

6. 提供情報の要求事項

6.1 表示

平成 17 年 3 月 31 日付け薬食監麻発第 0331008 号厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知「改正薬事法における医薬品等の表示の取扱いについて」及び平成 20 年 3 月 28

日付け医政経発第 0328003 号厚生労働省医政局経済課長通知「医療機器等へのバーコード表示の実施について」に基づいて表示する。

6.2 添付文書

平成 17 年 3 月 10 日付け薬食発第 0310003 号厚生労働省厚生労働省医薬食品局長通知「医療機器の添付文書の記載要領について」、平成 17 年 3 月 10 日付け薬食安発第 0310001 号厚生労働省医薬食品局安全対策課長通知「医療機器の添付文書の記載要領について」及び平成 17 年 3 月 10 日付け薬食安発第 0310004 号厚生労働省医薬食品局安全対策課長通知「医療機器の添付文書の使用上の注意記載要領について」に基づき作成した添付文書を製品に添付する。

附属書（参考）

参考規格

（非能動外科用埋め込み機器の規格等）

- ISO 14630, Non-active surgical implants - General requirements
- ISO 14602, Non-active surgical implants for Osteosynthesis - Particular requirements

（物理学的要件事項の試験方法の規格等）

- ASTM F366, Standard Specification for Fixation Pins or Wires
- ASTM F382, Standard Specification and Test Methods for Metallic Bone Plates
- ASTM F543, Standard Specification and Test Methods for Metallic Medical Bone Screws
- ASTM F1541, Standard Specification and Test Methods for External Skeletal Fixation Devices
- ASTM E8, Test Methods Tension of Metallic Materials
- ASTM E8M, Test Methods Tension of Metallic Materials
- JIS T 0312, 金属製骨接合用品の曲げ試験方法
- JIS T 0313, 金属骨接合材用品の圧縮曲げ試験方法
- JIS Z 2248, 金属材料曲げ試験方法
- 平成 20 年 10 月 8 日付け薬食機発第 1008001 号厚生労働省医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室長通知「整形インプラント製品の承認申請に際し添付すべき臨床試験の試験成績に関する資料の取扱いについて」

（滅菌）

- ISO 11135, Medical devices-Validation and rout control of ethylene oxide sterilization
- ISO 11137, Sterilization of health care products -- Radiation
- ISO 10993-7, Biological evaluation of medical devices -- Part 7: Ethylene oxide sterilization residuals
- ISO 14160, Sterilization of single-use medical devices incorporating materials of animal origin -- Validation and routine control of sterilization by liquid chemical sterilants
- ISO 11607, Packaging for terminally sterilized medical devices
- AAMI/FDS-1 TIR27, Sterilization of health care products -Radiation sterilization - Substantiation of 25 kGy as a sterilization dose - Method VD max
- AAMI TIR 33, Sterilization of health care products-Radiation - Substantiation of a selected sterilization dose – Method VD max
- 平成 9 年 3 月 31 日付け薬機第 60 号厚生労働省医療機器開発課長通知「医療用具の放射線滅菌の滅菌線量設定の根拠に関する基準について」
- 平成 19 年 6 月 12 日付け薬食機発第 0612005 号厚生労働省医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室長通知「医療機器の放射線滅菌の滅菌線量設定の根拠に関する基準について」
- 平成 19 年 6 月 12 日付け薬食監麻発第 0612008 号厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知「医療機器の放射線滅菌バリデーションガイドラインの取扱いについて」

（品質管理等）

- ISO 13485, Medical devices - Quality management systems - Requirements for regulatory purposes
- 平成 16 年厚生労働省令第 169 号「医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令」
- JIS T 14971, 医療機器リスクマネジメントの医療機器への適用

別表 1

体内固定用ピンとして使用が確認された規格材料
(平成 21 年 8 月現在、使用が確認された原材料規格)

原材料	原材料規格
チタン	<ul style="list-style-type: none"> ・ JIS H 4670, チタン及びチタン合金一線 ・ ISO 5832-2, Implants for surgery - Metallic materials - Part 2 : Unalloyed titanium. ・ ASTM F 67, Standard Specification for Unalloyed Titanium for Surgical Implant Applications(UNS R50250, UNS R50400, UNS R50550, UNS R50700)
チタン合金	<ul style="list-style-type: none"> ・ ISO 5832-3, Implants for surgery - Metallic materials - Part 3 : Wrought titanium 6-aluminium 4-vanadium alloy. ・ ISO 5832-11, Implants for surgery - Metallic materials - Part 11 : Wrought titanium 6-aluminium 7-niobium alloy. ・ ASTM F136, Standard Specification for Wrought Titanium-6 Aluminum-4 Vanadium ELI (Extra Low Interstitial) Alloy for Surgical Implant Applications (UNS R56401) ・ ASTM F1472, Standard Specification for Wrought Titanium -6Aluminum -4Vanadium Alloy for Surgical Implant Applications (UNS R56400)
鉄基合金	<ul style="list-style-type: none"> ・ JIS G 4303, ステンレス鋼棒 ・ JIS G 4308, ステンレス鋼線材 ・ JIS G 4309, ステンレス鋼線 ・ JIS G 4315, 冷間圧造用ステンレス鋼線 ・ JIS G 4314, ばね用ステンレス鋼線 ・ ISO 5832-1, Implants for surgery - Metallic materials - Part 1 : Wrought stainless steel. ・ ISO 7153-1, Surgical instruments -- Metallic materials -- Part 1: Stainless steel ・ ASTM F138, Standard Specification for Wrought 18 Chromium-14 Nickel-2.5 Molybdenum Stainless Steel Bar and Wire for Surgical Implants (UNS S31673)